

## 大阪府岸和田市<sup>こうのやま</sup>神於山における自然再生の取組について

神於山は岸和田市の都市近郊に位置する里山であり、地域のシンボリックな存在  
しかし、近年、マツクイムシ被害の発生や人との関わりの減少による管理放棄等により  
モウソウチクが繁茂拡大するなど里山環境が悪化

大阪府岸和田市が事務局となり、平成15年9月に「神於山保全活用推進協議会」を設置。平成16年5月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会に移行。

平成16年10月に「神於山地区自然再生全体構想」を策定。平成17年6月に大阪府及び神於山保全くらぶ(ボランティア団体)が作成した「自然再生事業実施計画」について了承

大阪府において、平成16年度より区域内の水土保持機能が低下した土砂流出防備保安林を対象に、自然再生全体構想との整合を図りつつ、治山事業(林野庁補助：生活環境保全林整備事業)を実施

また、岸和田市において、平成15年度より緊急雇用対策事業を活用して、タケの除去作業や植生調査を実施

「神於山保全くらぶ」による保全活動(タケの除去等)、「大阪府漁連青年部」による森づくり活動、「春木川をよくする市民の会」による定期的な清掃活動が実施されるなど、多様な主体が保全活動に関与

第1回神於山保全活用推進協議会(平成16年5月25日)

- ・全国で5番目の自然再生協議会として位置づけ
- ・協議会の下に神於山自然再生全体構想策定部会の設置を了承  
(部会にて自然再生全体構想について検討【3回開催】)

第2回神於山保全活用推進協議会(平成16年7月16日)

- ・自然再生全体構想案の討議

第3回神於山保全活用推進協議会(平成16年10月21日)

- ・自然再生全体構想案の討議・了承
- ・協議会の下に自然再生事業実施計画協議部会の設置を了承  
(全体構想に基づき自然再生事業実施計画案について協議【4回開催】)

第4回神於山保全活用推進協議会(平成17年6月1日)

- ・大阪府及びボランティア団体による自然再生事業実施計画案の討議・了承

## 「神於山地区自然再生全体構想」について

自然再生の対象区域として、岸和田市神於山全域(約180ha)が対象

神於山における課題として、「放置竹林の拡大」「防災や水源かん養機能の低下」「歴史・文化的側面の希薄化」を指摘

自然再生理念として「森・川・海のつながり」「人と自然・人と人とのつながり」「里山とまちとのつながり」の3つを提示

自然再生目標のうち長期的目標(100年後の目標)として「里山の再生」を掲げ、「自然植生の保全と回復」「活力ある森の再生」「市民が親しめる自然の再生」の3つの方向性を提示

当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を掲げ、「竹林の拡大防止」「竹林の適正な管理」「タケの利活用の推進」の3つの方向性を提示

---

## 「神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画」について

対象区域は、神於山のうち岸和田市有林を中心とした37ha(保安林)

実施主体は、大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ

基本方針は、「地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林再生」

具体的な事業内容

荒廃森林のタイプ別整備

- ・タケ優先林(約7ha)：林種転換による目標林への誘導
- ・クズやササのヤブ状地(約3ha)：林種転換による目標林への誘導
- ・荒廃密生林(約18ha)：本数密度調整により健全な林に誘導
- ・自然誘導林(約7ha)：現況林を維持

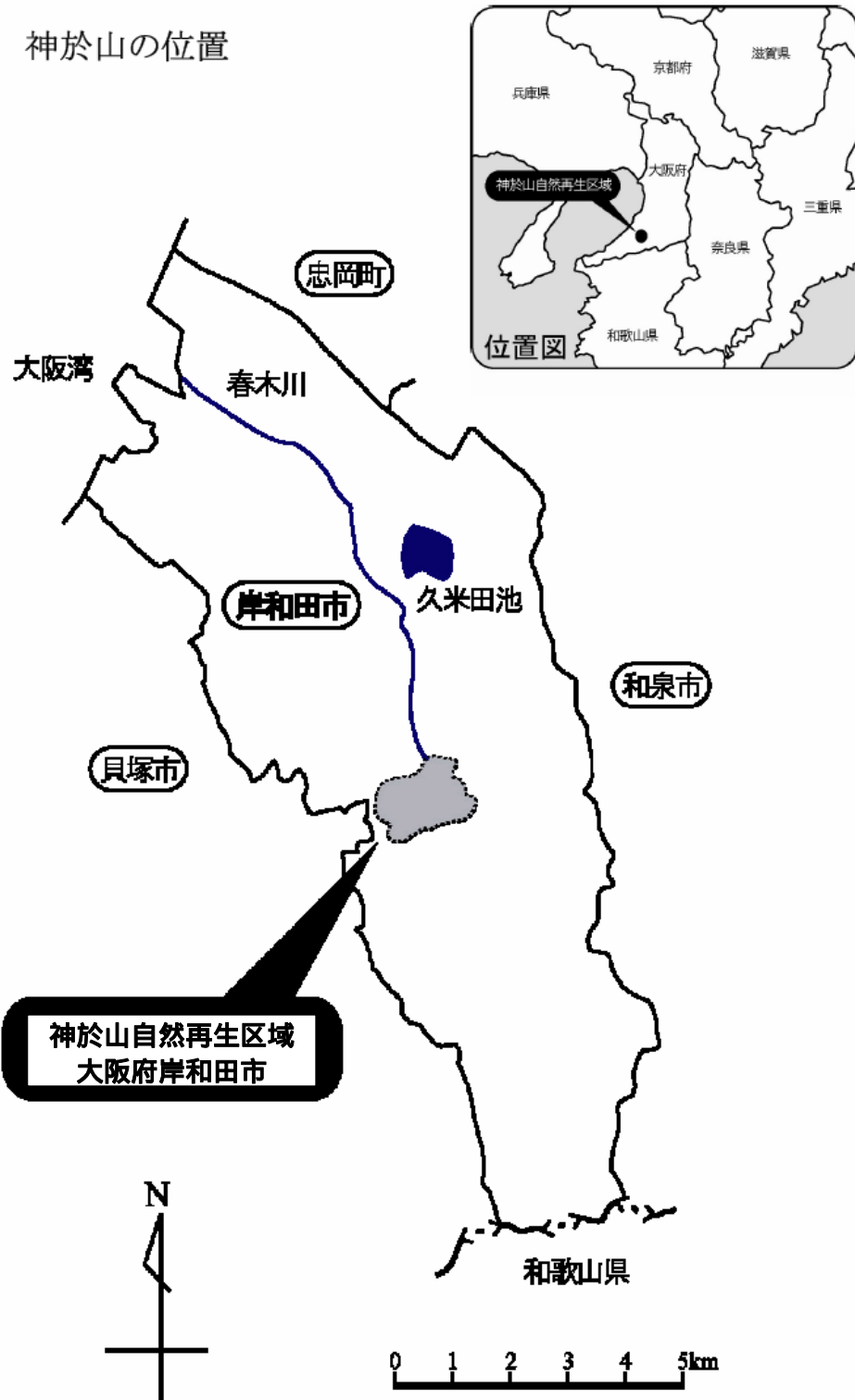
付帯施設の設置

- ・森林の維持・管理を行う作業歩道などの付帯施設を含めた施設整備

モニタリング

- ・再生された自然環境のモニタリング調査
- ・タケの利活用による自然再生モニタリング調査

# 神於山の位置



## やんばる河川・海岸自然再生事業について

沖縄島は、およそ 100 万年もの間、大陸や本土から隔絶した島として存在した特異な背景から、特に沖縄島北部地域（通称「やんばる」）は、ノグチゲラなど世界的レベルでの貴重な生物が数多く生息している地域である。

そのやんばるを代表する種であり、昭和 53 年頃絶滅したと言われているリュウキュウアユ（本土産アユとは遺伝子の異なる琉球列島固有の亜種）を復元するために、10 数年前から官民協働で放流活動、河川環境の改善等が行われているが、川と海を行き来する本来の姿での再生産を繰り返すには至っていない。

このような状況の下、平成 15 年 1 月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成 16 年 6 月に自然再生推進法に基づく「やんばる河川・海岸自然再生協議会」を設立。現在、やんばる河川・海岸の現状と課題及びその解決策等について討議を進めているところ。

### 第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 6 月 26 日）

- ・ 環境省・国土交通省・農林水産省の地元機関、沖縄県庁、地元市村、NPO、一般市民、専門家等が参画して協議会を設立
- ・ 構成員は約 70 名

### 第 2 回自然再生協議会（平成 16 年 9 月 4 日）

- ・ 全体会議で情報共有（自然再生事業の他事例）
- ・ ワークショップで二級河川田嘉里川をケーススタディに現状と課題、解決策の討議

### 第 3 回自然再生協議会（平成 16 年 11 月 27 日）

- ・ 全体会議で情報共有（河川事業及び砂防事業について）
- ・ 個別課題毎にワークショップで討議

### 第 4 回自然再生協議会（平成 17 年 3 月 5 日）

- ・ 全体会議で情報共有（赤土砂流出防止対策について）
- ・ 個別課題毎にワークショップで討議

やんばる河川・海岸自然再生協議会 分科会（第1回）  
（平成17年5月27日、28日）

5つの分科会を設立し個別課題毎に協議

源河川の自然再生

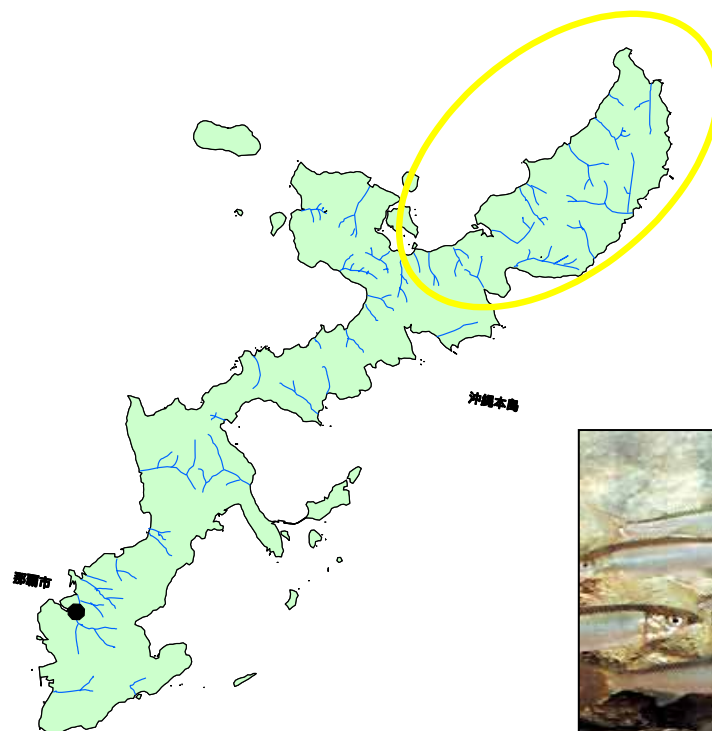
与那川の自然再生

海岸

流域(水量・水質・赤土砂問題等)

啓発活動・環境学習

やんばる河川・海岸自然再生事業対象地域



リュウキュウアユ

## かしばる 檜原湿原自然再生協議会について

檜原湿原は佐賀県の北部に位置し、面積は121ha、標高591mにあり、氷河期の残存植物等の希少な動植物が生育・生息。

近年、水量の減少、土砂等の堆積、及び人・葦の湿地侵入等により、保全状況が悪化し、昭和28年頃と比較すると数種類の植物が確認できなくなり、株数も半減。

平成14年度から環境省の補助を受けて、自然生態系の保全・再生のための計画策定の調査を実施。

平成15年1月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成16年7月に自然再生推進法に基づく「檜原湿原自然再生協議会」を設立。

平成16年10月に檜原湿原自然再生の「全体構想」が合意され、平成17年1月に佐賀県を実施者とする「実施計画」の協議が終了し、同年3月31日付けで、主務大臣へ送付。

### **第1回自然再生協議会（平成16年 7月 4日）**

- ・これまでの調査結果についての報告
- ・全体構想（原案）についての討議

### **第2回自然再生協議会（平成16年 8月17日）**

- ・実施計画（案）の概要について協議

### **現地説明会の実施（平成16年 9月18日）**

### **第3回自然再生協議会（平成16年10月25日）**

- ・全体構想（最終案）についての討議
- ・実施計画（案）についての協議

### **専門委員会（平成16年11月26日）**

- ・実施計画（案）の内容についての協議

### **第4回自然再生協議会（平成17年 1月26日）**

- ・実施計画（最終案）についての協議

## 「榎原湿原地区自然再生全体構想」の概要

- 自然再生の対象となる区域  
背振山地西部の佐賀県東松浦郡七山村池原字榎原  
榎原県自然環境保全地域範囲 121ha（短期計画の対象エリアはそのうち 8ha）
- 自然再生の目標  
湿地環境に人為的な悪影響が比較的少なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状態（昭和 40 年前半）を概ねの再生目標として設定。  
さらに、短期計画では対象エリアを 10 区分し、それぞれについての再生目標として目標植生図を作成。
- 協議会に参加する者の名称等  
公募委員 26 名、専門家（生物、水象）5 名、  
地域住民代表 1 名、NPO 代表 1 名、  
地元市町村代表 1 名、  
佐賀県、関係機関（環境省、農水省、国交省）  
計 42 名

## 「榎原湿原地区自然再生事業実施計画」の概要

- 実施主体：佐賀県くらし環境本部環境課
- 自然再生の対象となる区域  
全体構想における自然再生の対象となる区域と同じ。
- 自然再生事業の内容
  - 1 短期計画
    - （1）自然植生の再生  
オオミズゴケ及び木本類の除去、耕起と大型多年生草本の除去、浚渫、水深制御 等
    - （2）水田跡地（人工湿地）及び周辺の再生  
ヨシ、マコモ、カサスゲの除去、トンボ類池の造成等。
    - （3）木道等の設置
    - （4）ボランティアステーションの設置
  - 2 中・長期計画
    - （1）周辺森林の水源涵養能力の向上等
    - （2）村道・駐車場部分の湿地再生
- 維持管理計画
  - （1）維持管理  
定期的なカサスゲ、マコモ、ヨシの除去、火入れ、除草作業、間伐等による植生の維持管理の他、水深制御、木道、ボランティアステーションの維持管理を行う。
  - （2）モニタリング  
水環境（水質調査、水象調査、）生物相（動物調査、植物調査、湿原景観定点調査）についてモニタリング調査を行い、その結果について専門家が評価し、自然再生協議会で検討し、順応的に事業を進める。
- その他  
環境教育等への活用
  - ・自然環境学習プログラムの整備
  - ・自然環境学習を担う人材の育成
  - ・自然環境学習に関わる情報の共有

# 檜原湿原自然再生



檜原湿原状況

